

# 「学生会館規則」

学校法人文化学園

## 第1条（目的）

この学生会館規則は、学生相互の自主的な共同生活を通じて健全なる精神を養い、学習に専念できる生活環境を維持することを目的とする。

## 第2条（義務）

寮生は、学生としての行動に自覚と責任をもち、学生会館規則により規律ある共同生活を送らなければならない。また、近隣住民の方々への配慮を怠ることなく、社会的ルールに違反しないこと。

## 第3条（運営管理）

- 1) 施設運営管理に関する業務は、学園本部施設部とする。
- 2) 生活指導に関する業務は、所属校の担当部署とする。
- 3) 1)、2)の指導のもと、寮長が日常の運営管理に努める。

## 第4条（入寮資格）

入寮資格は本学園の学生とし、学生会館規則を遵守できる者とする。

## 第5条（入寮）

- 1) 入寮日は原則として4月1日とする。ただし、変更が生じた場合は通知するものとする。
- 2) 入寮は原則として1年契約（卒業年次まで、1年ごとに更新可能）とし、契約満了月(3月)以外の年度内退寮はできません。

## 第6条（門限）

- 1) 開門はAM7：00・閉門はPM11：00とする。
- 2) やむを得ない事情以外で門限を違反した場合は、寮長より厳重注意とし、所属校の担当部署及び保護者に連絡をする。また、再三の注意にも関わらず改善の余地がみられない場合は、相応の処分となり、第15条（退寮）の限りによらず退寮処分の対象とする。
- 3) 事前連絡がなく門限時刻（PM11：00）を過ぎても帰宅しない場合は、安全確認のため保護者、または警察等へ連絡をすることがある。
- 4) 学園内の行事等により、開門前の外出または門限時刻（PM11：00）をやむを得ず過ぎて帰宅をする場合は、指定の申請書に必要事項を記入のうえ、必ず所属校の担当部署または担当教員の署名捺印をもらい寮長へ提出し許可を得ること。また、学校行事等の理由であっても門限に間に合うよう努めること。

## 第7条（寮室）

- 1) 来訪者が寮室に入室することは禁止とする（保護者も同様。面会はロビーラウンジまでとする）。
- 2) 鍵は各自で保管し、外出時に寮長に預け、帰宅時に寮長室から受け取ることとする。また、合鍵の作製は禁止とする。万一、紛失や破損した場合は速やかに寮長に届け出ること。
- 3) 万一、鍵その他備品を破損・紛失した場合は、相当額の実費弁償をすること。
- 4) 寮室は、目的以外の使用・造作の変更・器具の取り付け・取外しをしてはならない。
- 5) 寮室は禁煙とする。万一、寮室での喫煙の事実が判明した場合は、相応の処分となり、それが度重なる場合は、第15条(退寮)の限りによらず退寮処分の対象とする。喫煙は必ず指定の場所で行うこと。また、20歳未満の喫煙は法律で禁止されているので厳禁とする。
- 6) 寮室での喫煙等により、におい・汚れ等の特別な不具合が生じた場合は、補修・清掃費を実費弁償すること。

第8条（実習室・COMMONリビング）※COMMONリビングは府中国際学生会館に限る

- 1) 利用時間はAM7：00からPM11：00までとする。また大騒ぎ等は慎むこと。
- 2) 来訪者が入室することは禁止とする。
- 3) 目的以外の使用・造作の変更・器具の取付け・取外しをしてはならない。
- 4) 飲食・喫煙等は禁止とする。におい・汚れ等の特別な不具合が生じた場合は補修・清掃費を実費弁償すること。
- 5) 共有者間でルールを守り、私物の管理、備品の使用等、トラブルのないよう利用すること。
- 6) 作業で発生したゴミは各自で片づけること。また、作業終了後すべての私物を寮室へ移動すること。長期間占有することは、禁止する。
- 7) ルールに違反し、再三の注意にも関わらず改善の余地が見られない場合は、実習室・COMMONリビングの使用を禁止する。

第9条（外泊）

- 1) 外泊(帰省・一時帰国等)をする場合は、必ず前日までに指定の用紙にて「外泊届」を寮長に提出すること。「外泊届」の提出がない場合は無断外泊とする。
- 2) 無断外泊をした場合は、寮長より嚴重注意とし、所属校の担当部署及び保護者に連絡をする。その場合、相応の処分となり、それが度重なる場合は、第15条（退寮）の限りによらず退寮処分の対象とする。
- 3) 長期外泊は、実家への帰省・一時帰国、または学校行事以外では認めない。やむを得ない事情がある場合は寮長に事前に相談すること。ただし、たとえ「外泊届」を提出していてもそれが度重なる場合は、寮長もしくは所属校担当部署より理由の確認を行い、保護者へ連絡する。その上で、外泊を許可しない場合もある。

第10条（共同生活のルール）

- 1) 来訪者があった場合は、寮長の許可を得たうえで面会はロビーラウンジにてAM9：00からPM10：00までとする。
- 2) 寮室内であっても、周りの部屋や近隣に迷惑を及ぼすような大声・談笑は禁止とする。また、テレビ・ラジオ等の大音量も禁止とする。なお、再三の注意にも関わらず改善の余地が見られない場合は、相応の処分となり、第15条(退寮)の限りによらず退寮処分の対象とする。
- 3) 緊急時以外はベランダへの出入りを禁止とする。
- 4) 必要以上の飲酒は慎むこと。また、20歳未満の飲酒は法律で禁止されているので厳禁とする。
- 5) 指定の場所以外での喫煙はしないこと。また、20歳未満の喫煙は法律で禁止されているので厳禁とする。(寮室内の喫煙は禁止)
- 6) 寮の備品は寮室内に持込まないこと。
- 7) 寮内での集会・ポスター等の掲示は、必ず、寮長の許可を得てから行うこと。
- 8) 寮室を不在にする時は、必ず鍵をかけること。
- 9) 寮生活において、むやみに金銭の貸し借りはしないこと。

第11条(時間の管理)

- 1) ほかの寮生の寮室への訪問は、AM7：00からPM11：00までとする。
- 2) 寮内施設の使用時間はAM7：00からPM11：00までとする。(ロビーラウンジ・COMMONリビング・実習室・読書スペース・情報メディアコーナー・ランドリー他)。※運用により変更する場合がある

## 第12条（安全・保険・衛生）

- 1) 防火及び安全上の必要から、点検等で寮長立会いのもと関係者が寮室内に立ち入る時は、これに従うこと。
- 2) 消防法令に基づく防災訓練（避難訓練等）には、全員参加すること。
- 3) 火災・盗難・その他事故があった場合は、速やかに寮長に連絡し指示を受けること。
- 4) 急病や気分が悪くなった場合は、速やかに寮長に連絡をすること。
- 5) 火災予防上、電気を使用する機器以外（カセットコンロや石油ストーブ等）は、使用しないこと。
- 6) ペット類の寮内への持込みや飼育は、行わないこと。
- 7) 防犯上（転落防止等）、寮内の窓にはストッパーがついているため、緊急時以外、寮長の許可なく外す等の操作は厳禁とする。
- 8) 7) 以外の寮の装備を、寮長の許可なく操作することは厳禁とする。

## 第13条（車両の持込み）

寮への自動車・オートバイ・原付バイク（原付自動車）の持込み及び乗り付けは禁止とする。また近隣の施設の駐車場や路上などに駐車、停車、放置することも禁止とする。

## 第14条（自転車の保管と使用）

- 1) 自転車の使用を希望する場合は、寮長に「使用許可願い」を届け出のうえ、必ず「使用許可シール」を自転車本体に貼って使用をすること。「使用許可シール」のない自転車の使用は不可とする。指定の駐輪場に駐輪すること。近隣に放置することは厳禁とする。
- 2) 上記を守れない場合は、寮長より厳重注意、または、所属校の担当部署に連絡する。その場合、自転車の使用を禁止とすることがある。

## 第15条（退寮）

- 1) 年度内の退寮は原則として認めない。
- 2) 「退学」や「除籍」等の理由により、やむなく退寮する場合は、保護者（保証人）の「同意書」を添えて、原則として1か月前に寮長に「退寮届」を提出すること。なお、退学・除籍日より1か月以内に退寮すること。
- 3) 「退学」や「除籍」等による途中退寮の場合、すでに納付された費用の返金はお受けできません。また、契約満了までの寮費等を全額納入すること。
- 4) 退寮時は、寮室及び備品について寮長の点検を受け、引渡しを完了すること。万一、破損・紛失があった場合には相当額の実費を弁償すること。
- 5) 納入金（寮費）を6か月滞納した場合は退寮処分の対象とし、在寮期間の寮費は必ず納入すること。
- 6) 学生会館規則の違反や寮内の秩序を著しく乱し、学生寮としての利用を激しく逸脱（理由なく住居を常としなくなった場合等）していると判断した場合は、1)の限りによらず退寮処分の対象とする。
- 7) 契約満了月の退寮期限は原則として3月20日までとする。ただし、「就職」「進学」「帰国」等、正当な理由がある場合はこの限りではない。また、契約満了月に限り、最終日を20日とし、その日までを1か月とみなし、3月21日から31日までは次年度新規入寮生のための準備期間とする。なお、次年度新規入寮生のための準備をスムーズに行うため、必ず、退寮1か月前までに退寮日を知らせること。
- 8) 長期間にわたる療養や健康上の理由で、寮生活に不相当と認められた場合は、退寮の対象になることもある。

#### 第16条（休学）

休学する場合は、第15条（退寮）1）に限りによらず、休学日から1か月以内に退寮しなければならない。休学予定者は事前に所属校の担当部署及び寮長へ伝え、寮長に「退寮届」を提出すること。休学は、第1条（目的）の学習に専念できる生活環境を維持することができないため退寮すること。なお、寮費については、第15条（退寮）3）の通りとする。

#### 第17条（その他）

- 1) アルバイトをする場合は、所定の「アルバイト届」を寮長に提出すること。
- 2) アルバイトは、保護者とも十分に相談のうえ、学業及び寮生活に支障のない範囲内（門限等）で行うこと（夏休み等、長期休暇のアルバイトも同様）。

#### 第18条（規則の改廃）

- 1) この規則にない事項は、社会通念の範囲内、及び本学の学則に照らして決定する。
- 2) 本規則の改廃は関係部署で協議のうえ、決定する。

（附則）

- 1) 本規則は平成24年3月25日から施行する。

（附則）

- 1) 本規則は平成26年1月1日から施行する。

（附則）

- 1) 本規則は平成26年9月1日から施行する。

（附則）

- 1) 本規則は平成27年6月1日から施行する。

（附則）

- 1) 本規則は令和4年4月1日から施行する。

東京都渋谷区代々木3-22-1

学校法人文化学園

文化学園大学・文化ファッション大学院大学・文化服装学院・文化外国語専門学校